

宮崎地区暴力団追放事業所協議会  
会 員 各 位

宮崎地区暴力団追放事業所協議会  
会長 宮崎市長 戸 敷 正  
( 公 印 省 略 )

不当購読要求拒否に関わる委任契約のご案内について

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より、当協議会の運営につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、暴力団など反社会的勢力は、機関誌購読や寄付要求など、あらゆる手段・方法を駆使して様々な不当要求を展開し、一般市民や事業者に対して、多大な不安と不快感を与えているところであります。

これらに対処するため、当協議会では、宮崎県民事介入暴力研究会（宮崎県警察、宮崎県弁護士会民事介入暴力対策委員会、宮崎県暴力追放センターで構成）との共同事業として、令和4年も引き続き、弁護士との委任契約制度を採用した不当購読要求一斉拒否運動を実施することとしましたので、委任契約の希望者は、下記の要領によりお申込みいただきますようご案内いたします。

記

1 委任期間

令和4年1月1日から令和4年12月31日までの1年間

2 委任に関する経費

- ・継続申込希望事業所（今年に引き続き申込）1事業所あたり 2,000円
- ・新規申込事業所 1事業所あたり 4,000円
- ※ 当協議会会員以外の事業所は、1事業所あたり15,000円となります。

3 申込方法と締切

申込を希望する事業所は、各団体の幹事あてに、令和3年10月15日(金)までに(必着)、委任状〔表面〕及び委任状別紙（購読拒否を希望する機関誌等）〔裏面〕の原本を提出してください。

※委任状別紙（購読拒否を希望する機関誌等）に記載されている機関誌等のうち、購読拒否を「希望しない」機関誌等がある場合は、取り消し線を入れてください。

※委任状別紙（購読拒否を希望する機関誌等）に記載されている機関誌等以外に、購読拒否を「希望する」機関誌等がある場合は、追加記載してください。

4 その他

本委任契約については、会員事業所の任意であり、必ずしも申込しなければならないものではありません。

【文書取扱】

事務局：宮崎市 危機管理部 地域安全課

担 当：郡司、鍋倉

電 話：44-2802、FAX25-2145

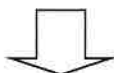
○不当購読要求一斉拒否運動事務の流れ

(1) 当協議会事務局から幹事に、とりまとめ依頼文書を送付

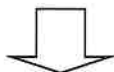


(2) 幹事から会員事業所に案内文書などを送付

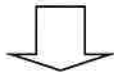
- ・会員あて案内文書
- ・不当購読要求一斉拒否運動事務の流れ（会員用）
- ・不当購読要求一斉拒否運動 委任契約制度実施要領
- ・委任状〔表面〕及び委任状別紙（購読拒否を希望する機関誌等）〔裏面〕



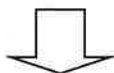
(3) 申込希望の会員事業所は、幹事に、委任状及び委任状別紙（原本）を提出  
（R3. 10. 15 まで必着）



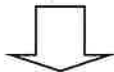
(4) 幹事が、委任状及び委任状別紙をとりまとめて当協議会事務局に提出（R3. 10. 29 まで）



(5) 当協議会事務局が一覧名簿を作成し、委任状及び委任状別紙（原本）を添えて、  
宮崎県暴力追放センターに提出



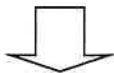
(6) 宮崎県暴力追放センターが県内分を取りまとめ、担当弁護士に名簿、委任状及び委任状別紙  
（原本）を提出



(7) 担当弁護士から、購読を拒否すべき新聞社等に通知（R4. 1 月中）



(8) 当協議会事務局から幹事に、弁護士委任に係る費用の納入依頼の通知（R4. 1 月）  
幹事が、会員の委任費用を取りまとめ、当協議会事務局が指定する口座へ納入  
当協議会事務局が、担当弁護士が指定する口座へ委任費用を納入



令和4年1月1日から令和4年12月31日までの委任が完了

## 不当購読要求一斉拒否運動 委任契約制度実施要領

### (1) 申込手続きについて

申込希望の会員事業所は、委任状〔表面〕及び委任状別紙（購読拒否を希望する機関誌等）〔裏面〕を作成のうえ、各団体の幹事へ提出してください。

また、申込を希望する会員事業者の中で、事業所ではなく個人として購読中のものを拒否される方は、委任状に個人名も併記してください。

※委任状別紙（購読拒否を希望する機関誌等）に記載されている機関誌等のうち、購読拒否を「希望しない」機関誌等がある場合は、取り消し線を入れてください。

※委任状別紙（購読拒否を希望する機関誌等）に記載されている機関誌等以外に、購読拒否を「希望する」機関誌等がある場合は、追加記載してください。

なお、弁護士への委任を希望する事業者（会社）の、住民基本台帳や登記上の住所・氏名を正確かつ具体的に記載して下さい（委任状の法的効果を補完するためです）。

### (2) 購読拒否等に係る通知について

購読拒否希望調査の結果、今後、購読を拒否すべき新聞社等あてに、拒絶通知書を委任者名簿とともに弁護士名で送付します。

送付した通知書は、今後の対応要領（不当要求対応マニュアル）とともに、各弁護士から当協議会事務局及び幹事を通じて委任者に交付する予定です。

### (3) 委任弁護士

宮崎市 弁護士 柏田 芳徳 氏

宮崎市 弁護士 山崎 真一郎 氏

宮崎市 弁護士 竹村 圭介 氏

## 委 任 状

下記弁護士を代理人と定め、下記の事項を委任します。

### (委任事項)

1. 政治結社、各種新聞社、雑誌社等に対する協賛、講読、広告掲載及び各種物品等の購入取り止めに關する一切の件。
2. 上記に關する交渉手続きの一切の件。
3. その他上記に關する一切の件。

### (弁護士名)

〒880-0803 宮崎市旭2丁目2番1号 柏田法律事務所  
弁護士 柏 田 芳 徳  
電話 0985-62-0580 FAX 0985-31-4288

〒880-0804 宮崎市宮田町10番25号 マリンバックス法律事務所  
弁護士 山 崎 真 一 朗  
電話 0985-27-8441 FAX 0985-27-8456

〒880-0803 宮崎市旭1丁目1番23号 衛藤法律特許事務所  
弁護士 竹 村 圭 介  
電話 0985-22-2785 FAX 0985-22-2811

### (その他)

1. 委任期間は令和4年1月1日から同年12月31日までの1年間とします。
2. 委託料として、委任者は各地区暴力団等追放協議会を通じて所定の委託料を支払うものとします。
3. 購読を拒否する機関誌等は、発行元に明確に通知する必要から発行者の住所、氏名（代表者）・電話等を明記して下さい。
4. 購読を拒否する機関誌等  
別紙 一覧表記載のとおり

令和 年 月 日

住 所

会社名

氏 名



委任状  
別紙

購読拒否を希望する機関誌等

| 機 関 誌 等 名 | 発行者（出版社）                 | 所 在 地                                  | 電 話 等                              |
|-----------|--------------------------|----------------------------------------|------------------------------------|
| 旬刊宮崎      | 有限会社<br>旬刊宮崎新聞社<br>浦田 朝久 | 宮崎市田代町<br>140-1                        | 09895<br>29-2222                   |
| 労基旬報      | 株式会社<br>労働実務             | 東京都新宿区下落合<br>1-2-16                    | 03<br>3954-6313                    |
| 企業時報      | 中小企業出版社                  | 東京都港区六本木<br>2-3-5<br>502               | 03<br>3248-1527                    |
| 法人特報      | 株式会社<br>企業経営出版           | 東京都中央区銀座<br>2-14-5<br>銀座 27 中央ビル 8F    | 03<br>3248-1528                    |
| 労政ジャーナル   | 株式会社<br>労働ジャーナル社         | 東京都渋谷区代々木<br>2-23-1<br>大阪市北区堂山町<br>1-5 | 03<br>5388-7701<br>06<br>6315-7431 |
|           |                          |                                        |                                    |
|           |                          |                                        |                                    |
|           |                          |                                        |                                    |

※ ① 上記記載機関誌等で購読拒否を希望しない機関誌がある場合は、取り消し線を入れ、削除してください。

② 上記機関誌等以外に購読拒否を希望される機関誌等がありましたら追加記載をお願いします。なお、相手方に、拒否通知分が正確に発送（伝わる）できますよう具体的に記入してください。